

令和7年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

期 間

令和7年9月21日（日）～9月30日（火）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 秋口は、日没の早まりとともに夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあり、飲酒運転等の危険で悪質な運転による事故も依然として発生している。

このようなことから、広く市民に対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、市民自身による交通安全の実現に向けた取組を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

重 点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

9月30日（火）は「交通事故死ゼロを目指す日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点1

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

◎歩行者は・・・

- 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に向けて手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めましょう。また、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- 歩きスマホは交通の往来に対する注意がおろそかになり大変危険です。安全な場所で立ち止まって使用しましょう。
- 夕暮れ時以降の外出は「車から見えにくい」ことを意識し、明るい色の服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。



◎運転者は・・・

- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者等がないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断を優先させましょう。
- 通学路・生活道路等においては、見えない危険を予測して、速度を落とした安全運転に努めましょう。

◎家庭では・・・

- 自身の安全を守る交通行動について話し合い、普段から持ち物に反射材用品のついたもの（カバン・キーホルダーなど）を取り入れるなどして、着用の習慣化をはかりましょう。

◎学校・地域・関係機関では・・・

- 参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中の安全な通行方法や、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用したときの視覚効果等の周知と自発的な着用を促す交通安全教育を推進しましょう。
- 地域の身近な高齢者に対し、交通安全教室等への積極的な参加や反射材用品の着用を呼びかけるなど交通安全の取組を推進しましょう。
- 通学路や交差点において、歩行者・自転車利用者ともに安全な通行のための交通安全指導・保護・誘導活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。



重点2

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

◎運転者と周辺者は・・・

- 運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持って通話したり、画面注視をするといった「ながら運転」は違反です。周囲の危険を発見することができず、重大な事故の原因になるため絶対にやめましょう。
 - 飲酒運転は極めて危険で悪質な犯罪です。飲酒運転車両の同乗者、車両提供者、酒類提供者も飲酒運転をした運転者と同様に厳しく罰せられます。「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という強い意思を持ち、飲酒運転根絶に向け、1人1人が責任をもった行動をとりましょう。
 - 視認性が低下する夕暮れ時以降の交通事故を防止するため、日没30分前にはライトを点灯しましょう。ライト点灯時間の目安は、9月は17時半、10月は17時、11月・12月は16時半です。
 - 夜間は対向車や先行車がない状況であれば、ハイビームを活用し、交通量の多い市街地での走行及び対向車や先行車がいる場合はロービームに切り替えましょう。また速度超過になりやすいため、昼間より速度を落として慎重に運転するよう努めましょう。
- ※ハイビームの活用は、歩行者や障害物を遠くから発見することができ、急ブレーキを踏むことを回避し、交通事故防止につながります。

【参考】鳥取県の日没時間

※日没時間は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻(各月15日)を掲載



令和7年	9月	10月	11月	12月
日没時間	18:11	17:28	16:57	16:51

◎職場は・・・

- 運転前後においてアルコール検知器と目視等による運転者の酒気帯びの確認を徹底し、飲酒運転をさせないようにしましょう。
- 飲酒運転及び妨害運転(あおり運転)の実態及び悪質性・危険性を理解させる運転者教育を実施するとともに、率先して思いやりのある模範的な運転をするよう指導しましょう。

◎酒類を提供する飲食店等では・・・

- 店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスターを掲出し、利用者に対して注意喚起するとともに、『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間や友人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。



○車を運転してきた人には酒類を提供しないこと、飲酒した人には車を運転させないよう徹底しましょう。

○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

◎自転車等利用者は・・・

- 自転車や特定小型原動機付自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。交通事故による頭部の被害を軽減するためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。
- 自転車は、法律上自動車と同じ車両です。信号を守ることはもちろん、交差点では必ず安全を確認しましょう。また、夜間の無灯火走行、飲酒運転、右側通行、並進の禁止等基本的な交通ルールを守り安全に利用しましょう。
- スマートフォン、イヤホン等を使用した運転は大変危険です。絶対にやめましょう。

◎学校・地域では・・・

- 自転車等利用時の安全を確保するため定期的な点検整備と、自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進を図りましょう。
- 生徒や児童に対する街頭指導や交通安全教室等で、ヘルメット着用による被害軽減効果と必要性に関する理解の促進、自転車の危険な走行や迷惑行為の防止等、自転車の安全利用に係る指導を推進しましょう。

◎関係機関・団体等は・・・

- 「自転車安全利用五則」の活用による自転車の交通ルール等の交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

